

一般事業主動計画

次世代育成支援対策推進法に基づき、社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員がはたらきやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日～ 令和8年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業給付などの制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- ・全体点呼などでの周知
- ・社員へ個別相談に応じる

目標2：社員の子育てをしやすい勤務体系への変更と、通常の勤務体系へスムーズに移行できる体制づくりを行う。

<対策>

- ・定時制勤務（短時間勤務）の導入を行う